

別表第1（第3関係）

国又は県の認可を受けて実施する農林土木事業以外の事業

事業の種類		補助率等	交付の条件
畑地かんがい事業		100分の40以内	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.3ha以上5.0ha未満であること。
客土事業		100分の40以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上5.0ha未満であること。
暗渠排水事業		100分の40以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上5.0ha未満であること。
ほ場整備事業		100分の50以内。ただし、10a当たり16万円を限度とする。	当該事業に係る受益者が2人以上で、かつ、受益面積が0.1ha以上3.0ha未満であること。
農地防災事業	老朽ため池整備工事	100分の75以内。ただし、30万円を限度とする。	
	土砂崩落防止工事	100分の75以内。ただし、30万円を限度とする。	
かんがい排水事業	用排水路及び用排水施設整備工事	100分の95以内	
	排水路及び排水施設整備工事	100分の100以内	
農道整備事業		100分の100以内	農道を新設し、又は改良する場合には幅員を2.5m以上と、農道を舗装する場合には幅員を2.0m以上とすること。
林業土木事業		100分の100以内	当該事業に係る山林の受益面積が3.0ha以上であること。

別表第2（第3関係）

国又は県の認可を受けて実施する農林土木事業

事業の種類		補助率等
畑地かんがい事業		事業費に 100分の80を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
客土事業		事業費に 100分の60を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
暗渠排水事業		事業費に 100分の60を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
ほ場整備事業		次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内 (1) 当該事業が団体営事業又は県営事業である場合 事業費に 100分の80を乗じて得た額 (2) 県費補助事業である場合 事業費に100分の60を乗じて得た額
かんがい排水事業	用排水路及び用排水施設整備工事	事業費に 100分の95を乗じて得た額から、国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
	排水路及び排水施設整備工事	事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
農道整備事業		事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内
林業土木事業		事業費から国又は県から交付を受ける補助金の額を減じて得た額以内